

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年六月二十一日号外法律第九十一号)

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条 第七条)

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第八条 第二十四条)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施(第二十五条 第四十条)

第五章 移動等円滑化経路協定(第四十一条 第五十一条)

第六章 雑則(第五十二条 第五十八条)

第七章 罰則(第五十九条 第六十四条)

## 附則

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする

### (定義)

**第二条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

(公園管理者等の基準適合義務等)

**第十三条** 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。